

市・県民税の申告と所得税の確定申告が始まります。

【問】 税務課 市民税グループ TEL 0854-40-1034

申告書は申告者が自ら作成し、提出することが基本です。市・県民税の申告書の提出は郵送でも受け付けています。所得税の確定申告は、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーで作成し、電子申告または紙で出力して提出することもできます。ぜひ自己作成への取り組みをお願いします。

市の申告会場では、混雑を避けるため整理券の配布や入場制限をすることがありますのでご理解いただきますようお願いいたします。また、会場に出掛ける際は、必要書類を確認し、事前に集計が必要な書類は必ず集計・作成をしてください。

相談期間中は、職員が相談会場に出掛けるため税務課では相談を受けることができません。市・県民税以外（国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、軽自動車税など）に関する問い合わせも即答できない場合がありますのでご了承ください。

●木次町、三刀屋町の一部地域について、今回の相談会は本庁会場で実施します。日程と地区割りを確認してお出掛けください。

●農業相談員はいないため、農業に関する相談は受けることができません。収支内訳書を自宅で作成して来場してください。

市・県民税の

申告について

市・県民税は、1月1日現在の住所地で前年中の所得に基づいて課税されます。そのため、前年中に収入があった方や所得控除を受けようとする方は1月1日現在における住所

地へ申告をする必要があります。ただし、次の要件に該当する方は提出が免除されます。

【申告書の提出が免除される方】

- ① 所得税の確定申告書を提出された、またはされる予定の方
- ② 給与収入のみで、源泉徴収票の内容に変更がない方
- ③ 公的年金収入のみで源泉徴収票の内容に変更がない方

給与や公的年金の源泉徴収票に記載されていない所得控除（年末調整で提出されなかった控除や年金から天引きされていない社会保険料など）は申告されないと控除を受けることができません。ただし、今まで申告をしていない方で、市・県民税が非課税の方や均等割のみの方は控除を追加されても、税額などに影響はありません。

【申告書の提出がないと】

申告書の提出（提出が免除される方を除いて）がないと、市・県民税や保険料などが正しく計算できない場合があります。税法上の扶養になつておらず、収入がない方または非課税年金（遺族年金・障害年金など）のみの方も申告書の提出が必要です。

【市県民税申告書の作成・提出方法】

本号掲載の申告書を切り取り、必要事項を記入し、添付書類と共に封筒に入れ、税務課まで提出してください。不明な点を電話で照会する場合がありますので、連絡先を必ず記入してください。各種証明書の添付がないと控除の計算ができない場合がありますので注意してください。申告書、記載例、収支内訳書などの様式は市ホームページに掲載していますので利用してください。

所得税の

確定申告について

【確定申告が必要な方の例】

- ① 農業や営業などの事業を営んでいる方や不動産所得、一時所得（保険の満期など）などがあり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- ② 年末調整を受けた給与以外に所得が20万円を超える、または年末調整を受けた給与以外の給与収入が20万円を超える方

【確定申告ができる方】

各種所得控除の追加や修正により源泉徴収された所得税が戻ってくる方など

【確定申告不要制度】

公的年金受給者の方は、年金収入

申告に必要なもの一覧

収入や控除等の種類		申告に必要な書類例	注意事項
収入金額等を証明するもの	給与・公的年金収入があった方	給与・公的年金の源泉徴収票	
	個人年金収入があった方	保険会社など支払い先から発行された支払証明書など	
	営業・農業・不動産収入があった方	収支内訳書	家庭菜園のみの場合は、農業所得の申告義務はありません。
	その他の所得があった方	収入額が分かるもの（支払通知書・支払調書など）、必要経費が分かるもの	
控除を受ける際の証明となるもの	社会保険料・小規模企業共済を支払った方	国民年金保険料、任意継続保険料の控除証明書、小規模企業共済等掛金の支払証明書など	国保料や後期高齢者医療保険料、介護保険料は納付された金額が分かれば、証明書は必要ありません。
	生命保険料・地震保険料を支払った方	保険会社から発行された控除証明書	
	自身や扶養親族が障がいをお持ちの方	本人や扶養親族の障害者手帳や市が発行する障害者控除証明書	「障害者控除対象者認定書」と「おむつ使用証明書」については市報1月号に掲載しています。
	医療費を支払った方	医療費控除の明細書、医療費通知、保険金の金額の分かる書類、おむつ使用証明書等	※医療費控除を申告する場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。必ず自宅で作成してご来場ください。
	寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から発行された証明書や領収書	ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方が申告をする場合は、ふるさと納税分も申告する必要があります。
	災害などに関連してやむを得ない支出をした方	災害などに関連して支出した金額の領収書および明細が分かるもの。被害があったことによって受け取る保険金、損害賠償金、補助金等の金額が分かるもの り災証明（お持ちの場合）	
マイナンバーの確認できる書類		マイナンバーカード など	記載してある住所や氏名などに変更がない場合は、通知カードでも可
(所得税の還付のある方のみ) 申告者本人の口座の分かるもの		通帳またはキャッシュカードなど	還付口座は申告者本人名義のもののみです。
(代理で申告する場合) 印鑑		申告者の印鑑（認め印で可）	本人が申告書に署名する場合は、押印が省略できます。

国税庁ホームページ
https://www.nta.go.jp/
大東税務署
Tel 0854・43・2360

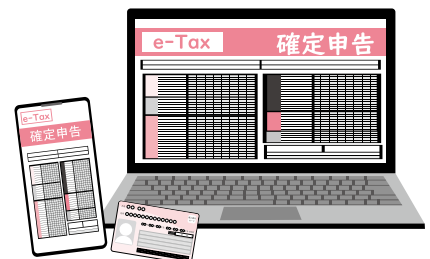
所得税について詳しくは国税庁ホームページを確認してください。



二次元コード
確定申告書等作成
コーナーはこちら

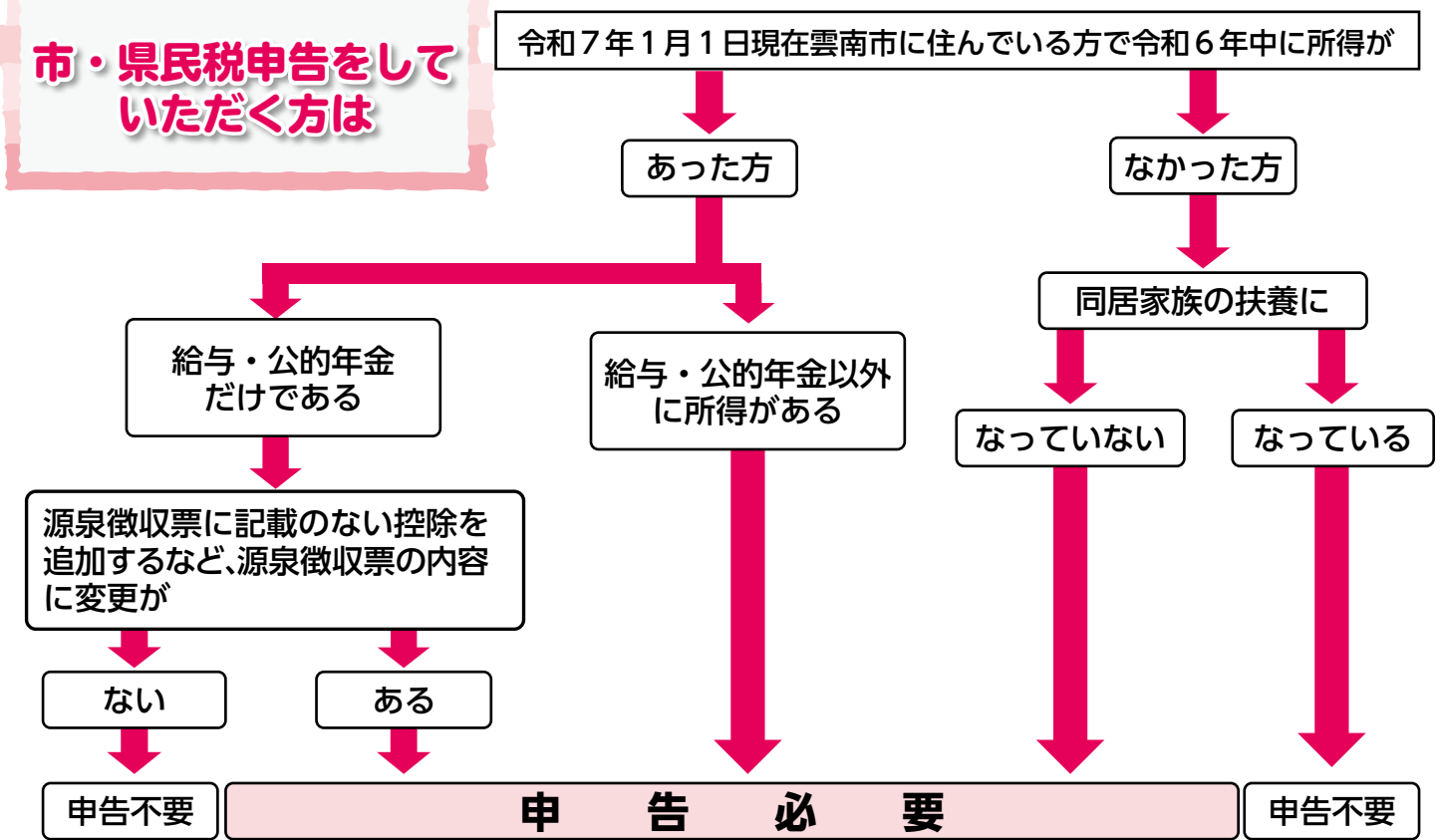
【確定申告はマイナンバーカード×e-Taxでさらに便利】
スマートフォンやパソコンを利用して確定申告書の作成・提出ができます。詳しくは国税庁ホームページを確認してください。

が400万円以下で他の所得が20万円以下の場合は確定申告する必要はありません。
※確定申告は不要でも次に当てはまる場合は、市・県民税の申告が必要です。
①収入が公的年金のみの方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除を追加したいとき
②公的年金や給与所得以外の所得（個人年金の所得など）があるとき



【大東税務署での申告相談会】
大東税務署では所得税の申告相談を2月17日(月)から3月17日(月)まで実施しています。詳細は国税庁のホームページに掲載されています。
【申告に必要なもの】
申告に出掛けられる際には、別表を参考に必要書類（原本）を準備してください。市・県民税申告と所得税の申告に必要な書類は同じです。
なお、次の申告は、市の会場では受けることができませんので、大東税務署の相談会場で申告してください。
・土地などの不動産および株の譲渡（相談期間…3月10日(月)から17日(月)まで）
・事業等所得の青色申告
・初めて住宅ローン控除を受ける場合

市・県民税申告をしていただく方は



※所得税の確定申告書を提出した方は市・県民税申告書を提出する必要はありません。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院、診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥被保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額 (自己負担額)(注)	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険(高額療養費など)などで補てんされる金額
円	円	円

(注) 医療費通知には前年支払分の医療費が記載されている場合がありますのでご注意ください。

「領収書 1 枚」ごとではなく、
「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

[illegible]

2 の 合 計

医療費の合計

(ア)

(ア+ウ)

F

$$(\textcircled{I} + \textcircled{II})$$

支払った医療費	(合計)	円	A	申告書第一表の「所得金額等」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の②の金額を転記します。
保険金などで補てんされる金額			B	
差引金額 (A - B)	(マイナスのときは0円)		C	
所得金額の合計額			D	
D × 0.05	(赤字のときは0円)		E	
E と 10万円のいずれか少ない方の金額			F	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)		G	申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

早朝からの来場は控えていただきますようお願いします。

相談時間 午前の部 9:00～12:00／午後の部 13:00～16:00

会場 月日		【本庁舎】	【大東町】	【加茂町】	【木次町】	【三刀屋町】	【吉田町】	【掛合町】
		2階201～ 203会議室	大東地域 交流センター	加茂健康福祉センター	木次総合 センター	三刀屋交流 センター2階	吉田総合 センター	掛合交流 センター
2月17日	月			午前:立原・近松 午後:大西・大崎				
2月18日	火			午前:南加茂・中山団地 午後:連坦地・延野・猪尾		一宮地区 (古城・高窪)		
2月19日	水					三刀屋地区 (五反田～下熊谷)		
2月20日	木			午前:中村 午後:大竹・中村団地外		飯石地区 (上熊谷・多久和・栗谷)		
2月21日	金			午前:三代 午後:宇治・神原		中野地区 (神代・六重・中野・須所・坂本)		
2月22日	土	休 日						
2月23日	日							
2月24日	月							
2月25日	火			午前:東谷・砂子原 午後:岩倉・昭和		鍋山地区 (乙加宮・里坊)		
2月26日	水					鍋山地区 (殿河内・根波別所・坂本)		
2月27日	木				宇谷・東日登			
2月28日	金		塩田・久野		寺領・新市			
3月 1日	土	休 日						
3月 2日	日							
3月 3日	月		春殖		木次・上熊谷			
3月 4日	火		阿用		湯村・平田			
3月 5日	水		幡屋					
3月 6日	木		佐世					午前:掛合上地区 午後:波多
3月 7日	金		午前:佐世 午後:海潮					掛合下地区(終日) 午後:入間
3月 8日	土	休 日						
3月 9日	日							
3月10日	月		海潮					午前:多根 午後:松笠・穴見
3月11日	火	木次町山方	大東					
3月12日	水	木次町里方	大東町内					
3月13日	木	木次町下熊谷・西日登					午前:宇山・民谷 午後:芦谷・杉戸・梅木	
3月14日	金	三刀屋町一宮地区(給下・伊萱)					午前:深野・川手 午後:菅谷・高殿・川尻・大吉田	
3月15日	土	休 日						
3月16日	日							
3月17日	月	全市					午前:曾木・上山 午後:上町・下町・川原町	

- 各申告会場の斜線の日は申告相談を受けることができませんので、開催している会場へお越しください。
- できるだけ短時間で相談が終わるように事前集計、準備をお願いします。
- 地区割りをしています但状況によりお待ちいただく場合があります。
- 申告内容により順番が前後する場合があります。

令和7年度分（令和6年分） 市民税・県民税 申告書

（兼 国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料 申告書）

雲南市長 様			現 住 所	自治会（ ）										世 帯 番 号													
			1 月 1 日 現在の住所											業 種 又 は 職													
			提出年月日											電 話 番 号													
年	月	日	フリガナ											個人番号													
			氏 名											生年 月日	明・大 昭・平	・	・	世帯主の 氏 名				続柄					

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑 損 控 除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類		
			・				
	損害金額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額		
	円		円		円		
⑪ 医療費控除	支払った医療費		円		保険金などで補てんされる金額		
					円		
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		円		
	合 計						
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円		
	円						
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円		
	円						
	介護医療保険料の計		円				
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		円		
	円						
⑯～⑰ 寡婦ひとり親・勤労学生控除	⑯ □ 寡婦控除		⑰ □ 勤労学生控除 (学校名)				
	□ 死 別 □ 生死不明 □ 離 別 □ 未 帰 還		⑯ □ ひとり親控除				
⑱ 障害者控除	氏名			障害の 程 度	級 度		
	氏名			障害の 程 度	級 度		
⑲～⑳	配偶者の氏名		生年月日		明・大 昭・平		
配偶者控除・ 配偶者特別 控除・同一 生計配偶者			配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額		円		
	個人 番号					□ 同一生計配偶者(控除 対象配偶者を除く)	
㉑ 扶 養 控 除	氏 名	生年月日		同居・別居 の区分	続柄	控除額	
				□ 同居 □ 別居		万円	
		個人 番号					
	1	明大 昭平		□ 同居 □ 別居		万円	
		個人 番号					
	2	明大 昭平		□ 同居 □ 別居		万円	
		個人 番号					
	3	明大 昭平		□ 同居 □ 別居		万円	
		個人 番号					
4	明大 昭平		□ 同居 □ 別居		万円		
	個人 番号						
16歳 （控未 除満 対の 象扶 外養） 親 族	氏 名	生年月日		同居・別居 の区分	続柄		
				□ 同居 □ 別居			
	1	平 令		□ 同居 □ 別居			
		個人 番号					
	2	平 令		□ 同居 □ 別居			
		個人 番号					
	3	平 令		□ 同居 □ 別居			
		個人 番号					
	別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、 個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計				

雲南市 記入欄	番号確認	本人確認 □ 本人 □ 代理	代理人氏名	代理権
	個人力・通知力 他（ ）	運免・個人力 他（ ）		委任状・税務代理 他（ ）

1 収 入 金 額 等	事 業	営 業 等	ア	円
		農 業	イ	
	不 動 産		ウ	
	利 子		エ	
	配 当		オ	
	給 与		カ	
	雑	公的年金等	キ	
		そ の 他	ク	
	総 合 譲 渡	短 期	ケ	
		長 期	コ	
一 時		サ		
2 所 得 金 額	事 業	営 業 等	①	
		農 業	②	
	不 動 産		③	
	利 子		④	
	配 当		⑤	
	給 与		⑥	
	雑		⑦	
	総合譲渡・一時		⑧	
	合 計		⑨	
	4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除		⑫
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除		⑬		
生命保険料控除		⑭		
地震保険料控除		⑮		
寡婦・ひとり親控除		⑯		
勤 労 学 生 、 障 害 者 控 除		⑰～ ⑱		
配 偶 者 控 除		⑲		
配偶者特別控除		㉑		
扶 養 控 除		㉒		
基 礎 控 除		㉓		
雑 損 控 除		⑩		
医療費控除		⑪		
合 計		㉔		

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書（分離課税用）」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き（特別徴収）
☐ 自分で納付（普通徴収）

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

給与所得の求め方

給与の収入金額（A）	給与の所得金額
0円～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	(A)－550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	給与等の収入金額の合計(A)を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる (B)
1,800,000円～ 3,599,999円	(B)×2.4＋100,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	(B)×2.8－80,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	(B)×3.2－440,000円
8,500,000円～	(A)×0.90－1,100,000円
8,500,000円～	(A)－1,950,000円

年金所得の求め方

公的年金等の収入金額（C）		公的年金の所得金額
		公的年金以外の所得が1,000万円以下の時 1,000万円以上の時の計算式は省略しています。
65歳未満 (昭和35年1月2日 以後生まれ)	0円～ 600,000円	0円
	600,001円～1,299,999円	(C) - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(C) - 1,955,000円
65歳以上 (昭和35年1月1日 以前生まれ)	0円～1,100,000円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(C) - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	(C) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	(C) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	(C) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円～	(C) - 1,955,000円

令和7年度 市民税・県民税申告の諸控除一覧

所得から差し引く金額		控除額等	
社会保険料 控除	あなたが支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などがある場合〔全額が控除対象額〕		
生命保険料 控除	区分	支払保険料	控除額
	新契約	12,000円以下	支払額全額
		12,001円～32,000円	支払額×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払額×1/4+14,000円
		56,001円以上	一律28,000円
	旧契約	15,000円以下	支払額全額
		15,001円～40,000円	支払額×1/2+7,500円
		40,001円～70,000円	支払額×1/4+17,500円
		70,001円以上	一律35,000円
	新契約と旧契約の双方で保険料がある場合は、新旧それぞれの計算方法で算出した金額の合計額〔限度額 28,000円〕		
一般分、個人年金分、介護医療分について、上の算式で計算した金額の合計額〔控除限度額 70,000円〕			
地震保険料 控除	区分	支払保険料	控除額
	地震保険 (A)	50,000円以下	支払額×1/2
		50,001円以上	25,000円
	旧長期損額保険 (B)	5,000円以下	支払額全額
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,001円以上	10,000円
(A)の控除額+(B)の控除額〔控除限度額25,000円〕			
医療費 控除	あなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合 控除額＝(医療費－保険等で補てんされた金額)－10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額		
寄附金 控除	前年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計金額が2,000円を超える場合は、寄附金額を記入してください。 ①都道府県・市区町村 ②日本赤十字社島根県支部 ③島根県共同募金会 ④島根県または雲南市が条例に指定した団体		
基礎控除	合計所得金額	控除額(万円)	
	2,400万円以下	43	
	2,400万円超 2,450万円以下	29	
	2,450万円超 2,500万円以下	15	
	2,500万円超	0	

※ 税法上でどなたの扶養にもなっていない方で、収入がない方、または非課税年金(遺族年金・障害年金など)のみの方は申告書の提出が必要です。
その場合は申告書裏面、左下の「16 非課税所得等に関する事項」の該当欄に☑をして、表面に住所、氏名、連絡先等を記入のうえ提出をお願いします。

人的控除一覧

控除の種類		主な要件等	控除額(万円)
寡婦控除		死別で本人合計所得500万円以下	26
		死別・離別で扶養親族があり、本人合計所得500万円以下	
ひとり親控除		ひとり親で生計同一の子(所得48万円以下で他者の扶養親族でない者)があり本人合計所得500万円以下	30
勤労学生控除		一定の要件を満たした学校の学生であり、合計所得金額が75万円以下	26
障害者 控除	普通障害	身障3～6級、療育B級、精神2級以下など	26
	特別障害	身障1・2級、療育A級、精神1級など	30
	同居	本人または生計同一の親族と同居している場合	53
配偶者控除		あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて、下表の金額を控除	
配偶者特別控除		あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合、配偶者の合計所得金額に応じて下表の金額を控除	
扶養控除	年少	16歳未満	0
	一般	16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満	33
	特定	19歳以上23歳未満	45
	老人	70歳以上	38
	同居老親等	本人または配偶者の直系尊属に限る(施設入所の場合は非該当)	45

※税法上の扶養になれるのは、合計所得金額が48万円以下の方です
※年齢や扶養の判定は、前年12月31日(年の中途で死亡された人については死亡された日)の現況で行います。

	配偶者の 合計所得金額	あなたの合計所得金額および控除額(万円)		
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
配偶者控除	48万円以下(控除対象配偶者)	33	22	11
	老人:70歳以上	38	26	13
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33	22	11
	100万円超 105万円以下	31	21	
	105万円超 110万円以下	26	18	9
	110万円超 115万円以下	21	14	7
	115万円超 120万円以下	16	11	6
	120万円超 125万円以下	11	8	4
	125万円超 130万円以下	6	4	2
	130万円超 133万円以下	3	2	1
	133万円超	0	0	0

日給などの給与所得がある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のコに、ハの金額を表面のサに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、上の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

前年中に所得がなかった場合は記入してください。

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上覧に記入せず、別途「寄附金控除申告書(二)」を提出してください。

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要はありません。